



# INVOICE

特集



## 森林所有者、林業・木材産業等関係者の皆様における 消費税インボイス制度への 対応について

消費税の軽減税率の実施に伴い、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が本年10月1日から業種横断的に開始されます。森林所有者、林業・木材産業等関係者の方々に制度をよくご理解いただき、それぞれの取引実態を踏まえて適切な準備を行っていただく一助となるよう、今回ポイントをご紹介します。

# 消費税とインボイス制度とは

消費税は、商品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税であり、消費者が負担しますが、納税は事業者が行います。

また、納税する消費税額は、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を差し引いて計算します（仕入れに係る消費税額を差し引くことを「仕入税額控除」といいます）。この仕入税額控除を受けるためには、現行制度では「帳簿」と「区分記載請求書の保存」が必要とされています。

インボイス制度は、複数税率に対応した仕入税額控除の方式のことであり、本年10月1日から、事業者が仕入税額控除を行うためには、原則として、仕入先からインボイス（適格請求書）を発行してもらい、保存しておく必要があります（図2）。

このインボイスは、税務署長の登録を受けたインボイス発行事業者（課税事業者）のみが発行できます。免税事業者は、インボイス発行事業者の登録を受けられないためインボイスの発行ができません。なお、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

各事業者の納付税額合計に対応

図1 消費税の仕組み（イメージ）

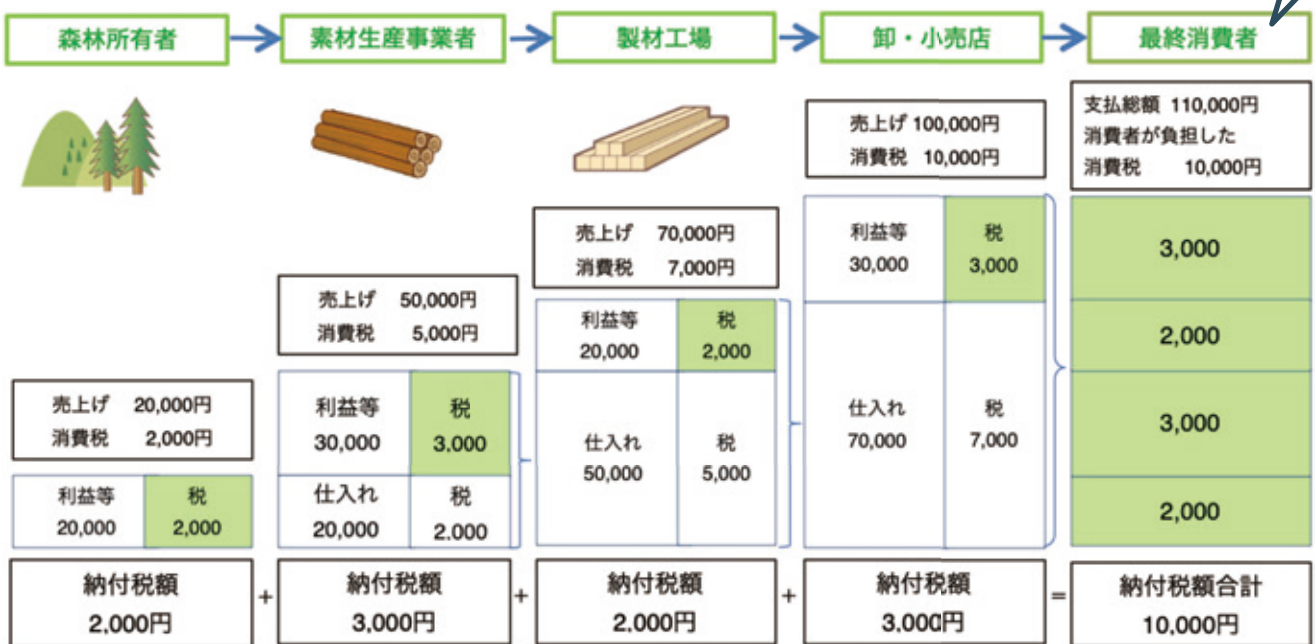


図2 納付する消費税額の計算方法

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります

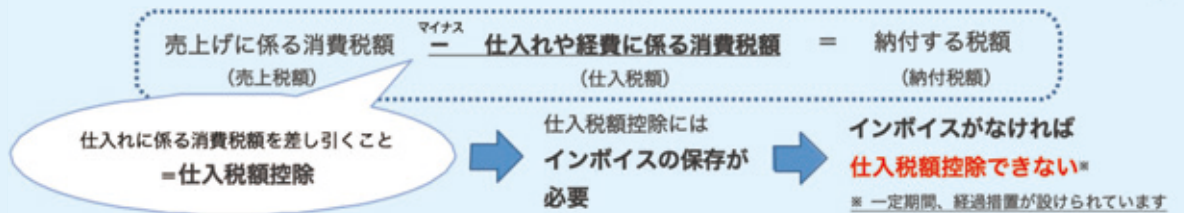
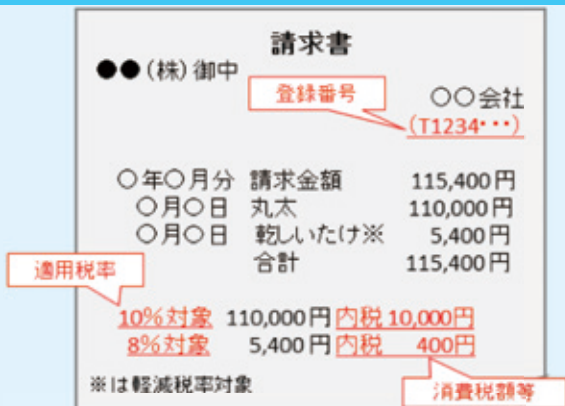


図3 インボイスのイメージ



赤字が従来の区分記載請求書との変更点

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージとなります（図3）。

※ 登録番号は、登録後に税務署から通知されます。

「インボイス（適格請求書）」は、丸太等の商品を購入した買手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝えるために、登録番号※、適用税率、消費税額等を記載した請求書や納品書などのことをいいます。

# インボイス制度のスケジュール及び経過措置

## (1) 登録申請手続

制度開始日（10月1日）からインボイス発行事業者となるためには、9月30日までに登録申請書を提出する必要があります。ただし、登録通知が届くまで一定期間を要するため（e-Tax提出：約1ヶ月半、書面提出：約3ヶ月）、登録を受けることをお決めの方は、早めの申請をおすすめします。

なお、制度開始後に登録申請を行うことも可能です。免税事業者が制度開始後に登録を受ける場合、令和11年9月30日の属する課税期間までの間は、登録希望日（提出日から15日以降の事業者が希望する日）から登録を受けることができる経過措置が設けられています。

## (2) 免税事業者との取引に係る経過措置等

インボイス制度では、免税事業者などインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、原則として仕入税額控除を行うことができません。しかしながら、制度の開始後6年間（令和11年9月30日まで）は、免税事業者等からの課税仕入れについても、一定の割合で仕入税額控除がで

きる経過措置があります。

また、制度の開始後3年間は、免税事業者からインボイス発行事業者となる場合には、納付税額を売上げの消費税額の2割とすることができる負担軽減措置（2割特例）があります。

## インボイス制度への対応

インボイス制度が開始されるに当たり、森林所有者、林業・木材産業等関係者の皆様には、次のような対応や検討が必要になります。

### 課税事業者の場合

基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者等。消費税の納税義務があります。

#### 〈仕入先との関係〉

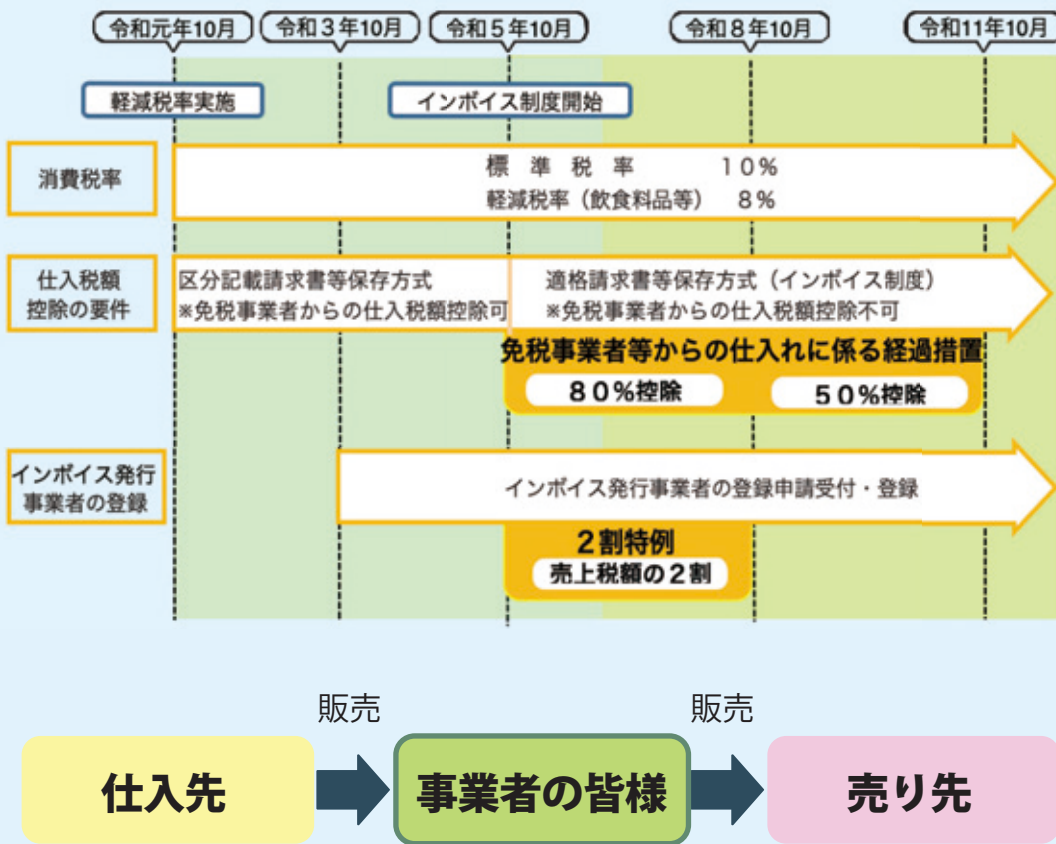
- 1 仕入先がインボイス発行事業者であるか確認する必要があります。
- 2 仕入税額控除を適用するためには、原則として、仕入先からインボイスを発行してもらい、保存しておく必要があります。
- 3 仕入先が免税事業者の場合は、インボイスを発行してもらえないため、仕入税額控除ができなくなることによる影響（※1・2）を踏まえて、仕入先や売り先と価格面を含め適正な取引条件等を話し合っ

て決めておいて下さい。その際、一方的な取引価格の引下げや取引の打ち切りは、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となるおそれがあります。また、消費税の性質上、免税事業者であっても自らの仕入れや諸経費に係る消費税を負担しているため、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があります。

※1 仕入先が免税事業者等のインボイス発行事業者でない場合であっても、制度開始後6年間は、一定割合の仕入税額控除ができる経過措置が設けられています（図3）。

※2 課税売上高が1億円以下である

図4 インボイス制度のスケジュールと経過措置等





事業者は、制度開始後6年間は、税込1万円未満の課税仕入れについて、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる措置が設けられています。

### 〈売り先との関係〉

- 4 インボイス発行事業者となるためには、**税務署長の登録を受ける必要**があります。
- 5 インボイスとして売り先に発行する請求書等に、現行の区分記載請求書の記載事項に加えて、登録番号、適用税率（8%、10%）、消費税額等を記載する必要があります。
- 6 **売り先の求めに応じて、インボイスを発行する必要があります。**



### 簡易課税事業者の場合

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者が選択できます。売上税額から消費税の納税額を計算します。

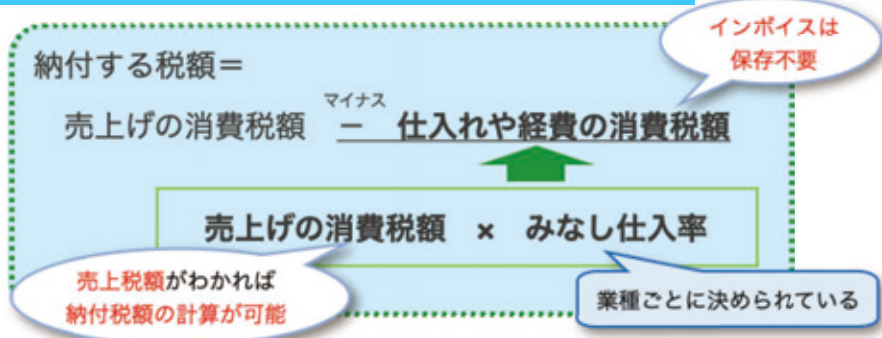
### 〈仕入先との関係〉

特段の対応の必要はありません。  
※ 売上税額と「みなし仕入率」によって消費税の納税額を計算するため、仕入先からインボイスを発行してもらう必要はありません。

### 〈売り先との関係〉

課税事業者の場合の①〜③と同じ

図5 簡易課税制度を選択した場合の計算方法



事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（飲食料品）	80%
第三種	製造業、農林漁業（飲食料品除く）等	70%
第四種	その他事業（飲食店業等）	60%
第五種	サービス業等	50%
第六種	不動産業	40%

消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算、インボイスの保存が不要となり、事務負担の軽減を図ることができます！

（注）簡易課税制度の適用には、事前の届出書の提出と、基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です。

### 免税事業者の場合

基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者。消費税の納税義務が免除されます。

### 〈仕入先との関係〉

特段の対応の必要はありません。

### 〈売り先との関係〉

- 1 インボイスを発行できません。
- 2 売り先が消費者、免税事業者、簡易課税事業者である場合、森林組合、農協、事業協同組合等への委託販売を行う場合（組合員が無条件委託方式かつ共同計算方式により販売委託

するものに限ります<sup>※1</sup>、卸売市場を通じた生鮮食品等の委託販売を行う場合（中央・地方卸売市場とそれらに準ずる市場に限ります）は、インボイスの発行を求められないため、これまでの取引と何ら変わりません。

※1 原木市場等では、一般的に、それぞれの産に含まれる出荷者の材の数量が把握でき、出荷者ごとの材の数量と産ごとの単価により計算されますが、このような精算方法は共同計算方式には当たりません。

③ 売り先が簡易課税制度を選択していない課税事業者である場合は、売り先が仕入税額控除をできなくなるため<sup>※2・3</sup>、**売り先と価格面を含め適正な取引条件等を話し合っ**て決めておいて下さい。なお、今後の経営発展等を考えて、**課税事業者（簡易課税事業者を含む）へ転換することも選択肢の一つとして考えられます**。<sup>※4・5</sup>

※2 制度開始後6年間は、免税事業者の発行する従来の区分記載請求書等に基づき、一定割合の仕入税額控除ができる経過措置が設けられています（図3）。

※3 売り先が課税売上高1億円以下の事業者である場合、制度開始後6年間は、税込1万円未満の少額な取引について、インボイスの保存がなくても仕入税額控除ができる

措置が設けられているため、これまでの取引と変わりません。

※4 インボイス発行事業者の登録を受けるかどうか（課税事業者等へ転換するかどうか）は事業者の任意です。

※5 インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者となる場合、制度開始から3年間は、納税額を売上税額の2割に軽減する措置（2割特例）が設けられています。2割特例は確定申告時に選択することができ、当該事業者が簡易課税制度を選択していたとしても、確定申告時に2割特例を選択することができます。（図3）

## 免税事業者との取引における留意事項

仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討する場合は、制度開始後6年間は一定割合の仕入税額控除ができる経過措置が設けられています。このことについてのみ、一方的な取引価格の引下げや取引の打ち切りなど、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）等とならないように注意する必要があります。

例えば、取引上優越した地位にある事業者が、経過措置により一定割合の仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げるなどと一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。このことは、親事業者と下請事業者の間でも同様に下請法上問題となるおそれがあります。

また、消費税の性質上、免税事業者であっても自らの仕入れや諸経費に係る消費税を負担しているため、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があります。

詳しくは、公正取引委員会等の関係省庁連名で「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」が公表されていますので、ご参照ください。

公正取引委員会ホームページ



## 最後に

本年10月から開始されるインボイス制度に向けて、森林所有者、林業・木材産業等関係者の皆様が、それぞれの取引実態を踏まえて適切に準備いただくよう、林野庁では、全国の各事業者の方々に対象としたオンライン説明会をはじめ、各業界団体等における説明会や、ウェブサイトやリーフレット、広報媒体等による周知、相談窓口による個別相談などの対応を行っています。

インボイス制度の基本的な内容や、業界特有の対応、このようなケースではどのように考えれば良いか等の具体的な質問、地域等での説明会の開催に当たっての講師の派遣依頼、機関誌への寄稿等に対応いたしますので、どうぞお気軽にご相談ください。

### 林野庁のインボイス制度に関する相談窓口

林野庁企画課 03-3502-8111（内線 6064）  
【受付時間】 9:30～17:00（土日祝除く）  
メールアドレス syouhizei\_rinya@maff.go.jp

インボイス制度の基本的な内容や、業界特有の対応に係るご質問から、地域等での説明会の開催に当たっての講師派遣、広報誌への寄稿等、お気軽にご相談ください！

林野庁インボイスサイト

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/kinyu/syohizei\\_invoice.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/kinyu/syohizei_invoice.html)

